

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）
 都市計画 朝日西地区 地区計画を次のように決定する。

名 称		朝日西地区 地区計画			
位 置		各務原市鶴沼朝日町1丁目の一部・2丁目の一部・3丁目の一部			
面 積		約 6.7 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、航空自衛隊岐阜基地東部の市街地南外縁部に位置し、既に住宅、工場、駐車場が混在した概ね宅地化されている地区である。 既に形成されている住宅と（小規模）工場の適度な混在環境を継承させながら、現況道路の拡幅により、良好な居住環境の形成を図り、周辺市街地との調和のとれた市街地の形成を図ることを目標とする。			
	土地利用の方針	当地区内で既に形成されている住宅と小規模工場の適度な混在環境を継承させながら、良好な居住環境の形成と操業環境の維持を図る。			
	地区施設の整備の方針	大型街区を形成する現況道路の拡幅をし、地区内交通の安全・円滑化を図る。			
	建築物等の整備の方針	敷地面積の最低規模を指定し、敷地の再分割による過小宅地を防止するとともに、日照等のスペースが確保されたゆとりある市街地が形成されるよう誘導する。			
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	市街化区域の編入に伴い、下流河川の狭小部に悪影響を与えぬよう安全性の高いまちづくりを行うため、治水対策として調整池機能を持たせた公園等を整備する。			
地区整備計画	地区施設及び規模の配置	道 路			
		名 称	幅員	延長	備考
		区画道路1号（拡幅）	6.0 m	約 114 m	
		区画道路2号（拡幅）	6.0 m	約 101 m	
		区画道路3号（拡幅）	6.0 m	約 101 m	
		区画道路4号（拡幅）	6.0 m	約 101 m	
		区画道路5号（拡幅）	6.0 m	約 95 m	
		区画道路6号（拡幅）	6.0 m	約 48 m	
	区画道路7号（拡幅）	3.0 m	約 253 m	将来幅員6.0m	
建に築関事項等	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡			

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

隣接する市街化区域と一体に計画的な市街化を図るため、市街化区域への編入に併せて、土地利用の方針や地区施設の配置等を定めることにより、当該地区の適正な都市機能及び健全な都市環境の確保をめざすため。